別表第十三の五製麺の項検定職種の欄中「製麺」を「製麺」に改め、同項学科試験の欄中「麺一般」を「麺一般」に、「麺の」を「麺の」に、「製麺」を「製麺」に、「機械生麺製造法」を「機械生麺製造法」に、「生麺の」を「生麺の」に、「生麺類」を「生麺類」に、「機械乾麺製造法」を「機械乾麺製造法」に、「乾麺の」を「乾麺の」に、「乾麺製造に」を「乾麺製造に」に、「手延べ干し麺製造法」を「手延べ干し麺製造法」に、「手延べ干し麺の」を「手延べ干し麺の」に、「手延べ干し麺製造に」を「手延べ干し麺製造に」に改め、同項実技試験の欄中「機械生麺製造作業」を「機械生麺製造作業」に、「機械乾麺製造作業」を「機械乾麺製造作業」に、「手延べ干し麺製造作業」を「手延べ干し麺製造作業」に改め、同表コンクリート積みブロック施工の項を削り、同表調理の項中「麺料理調理作業」を「麺料理調理作業」に、「麺料理の」を「麺料理の」に改める。

別表第十四粉末冶金の項中「粉末冶金」を「粉末冶金」に改め、同表竹工芸の項を削り、同表製麺の項中「製麺」を「製麺」に、「機械生麺製造法」を「機械生麺製造法」に、「機械乾麺製造法」を「機械乾麺製造法」に、「手延べ干し麺製造法」を「手延べ干し麺製造法」に、「機械生麺製造作業」を「機械生麺製造作業」に、「機械乾麺製造作業」を「機械乾麺製造作業」に、「手延べ干し麺製造作業」を「手延べ干し麺製造作業」に改め、同表建築図面製作の項を削る。

第二条　職業能力開発促進法施行規則の一部を次のように改正する。

第六十一条第三項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第五号を第四号とし、第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号から第十五号までを二号ずつ繰り上げる。

別表第五第一号及び第二号の表製材のこ目立て科及びガラス製品製造科の項を削り、同第三号の表金属研磨仕上げ科及びれんが積み科の項を削る。

別表第十一の二製材のこ目立て、ガラス製品製造及びれんが積みの項を削る。

別表第十一の四、別表第十二及び別表第十三中製材のこ目立て及びガラス製品製造の項を削る。

別表第十三の五金属研磨仕上げ及びれんが積みの項を削る。

別表第十四ガラス製品製造の項を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第三条の規定は、平成二十四年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

第二条　第一条の規定の施行前に同条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則（次項において「旧規則」という。）別表第十一の二の検定職種の欄に掲げる粉末冶金、竹工芸、製麺、コンクリート積みブロック施工及び建築図面製作に係る技能検定に合格した者が受けることができる職業訓練指導員試験については、なお従前の例による。

2　第一条の規定の施行前に旧規則別表第十二又は別表第十三の検定職種の欄に掲げる粉末冶金、竹工芸及び建築図面製作に係る技能検定に合格した者並びに旧規則別表第十三の五の検定職種の欄に掲げる製麺及びコンクリート積みブロック施工に係る技能検定に合格した者が職業能力開発促進法第五十条第一項の規定に基づき称することができる名称については、なお従前の例による。

第三条　第二条の規定の施行前に同条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則（次項において「旧規則」という。）別表第十一の二の検定職種の欄に掲げる製材のこ目立て、ガラス製品製造及びれんが積みに係る技能検定に合格した者が受けることができる職業訓練指導員試験については、なお従前の例による。

2　第二条の規定の施行前に旧規則別表第十二又は別表第十三の検定職種の欄に掲げる製材のこ目立て及びガラス製品製造に係る技能検定に合格した者並びに旧規則別表第十三の五の検定職種の欄に掲げる金属研磨仕上げ及びれんが積みに係る技能検定に合格した者が職業能力開発促進法第五十条第一項の規定に基づき称することができる名称については、なお従前の例による。

告示

○金融庁告示第百八号

フェデラル・インシュアランス・カンパニーより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条第二号の規定による届出（同法第百八十七条第一項第二号に定める日本における代表者の住所の変更）があったので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年十一月二日

金融庁長官　畑中龍太郎

日本における代表者の氏名及び住所　髙木　玲雄　東京都港区港南二―十六―七　品川Vタワー四二〇九

○金融庁告示第百九号

アシキュラチオニ・ゼネラリ・エス・ピー・エイより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条第二号の規定による届出（同法第百八十七条第一項第四号に定める日本における主たる店舗の変更）があったので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年十一月二日

金融庁長官　畑中龍太郎

日本における主たる店舗の所在地　東京都千代田区麹町一丁目四番地　半蔵門ファーストビル

○総務省告示第四百六十五号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六条及び第八条の規定に基づき、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成十六年総務省告示第六百九十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十一月二日

総務大臣　川端　達夫

第二十六条に次の一項を加える。

3　電気通信事業者は、第四条の規定にかかわらず、捜査機関からの要請により位置情報の取得を求められた場合において、当該位置情報が取得されていることを利用者が知ることができるときであって、裁判官の発付した令状に従うときに限り、当該位置情報を取得するものとする。

○法務省告示第四百九十九号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の市町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十三年十一月十九日から効力を生ずる。

平成二十三年十一月二日

法務大臣　平岡　秀夫

神奈川県足柄上郡松田町長
神奈川県足柄下郡箱根町長
神奈川県足柄下郡真鶴町長
神奈川県足柄下郡湯河原町長
三重県南牟婁郡御浜町長
北海道恵庭市長

○農林水産省告示第二千百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十一月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県松本市刈谷原町字矢室入五八一の一から五八一の三まで、五八二のイ、五八二のロ、五八三の一から五八三の三まで、五八三のイ、字矢室山一〇四二の四、一〇四二の一七、一〇四二の三二、一〇四二の三三、一〇四二のイの二、一〇四二のイの一二から一〇四二のイの一六まで、一〇四二のイの九、一〇四二のイの二〇、一〇四二のイの二一、一〇四二のイの二六、一〇四二のイの二八、一〇四二のイの二九、一〇四二のイの三一、一〇四二のイの三四、一〇四二のイの三六、一〇四二のイの七五、一〇四二の二〇、一〇四二の二一、一〇四二の二六、一〇四二の二八、一〇四二の二九、一〇四二の三一、一〇四二の三四、一〇四二の三六、一〇四二の